



定期刊行 毎月10日
1部 8円
発行人 村上智志
編集責任者 宣部
〒981-8545
仙台市青葉区柏木一丁目2-45
宮城県教職員組合
電話 (234) 0141・4161
FAX (274) 2130
E-mail miyakycoso@mtu.or.jp

号外 分会長様・校長様 至急回覧を！
この文書は全校に送っています。
2015年10月23日・発行：宮教組

人勧の取り扱いに係る人事課長交渉速報

国の人勧を上回る給料表の改定による人事委員会勧告完全実施

10月22日(木)、人事委員会勧告に係る人事課長交渉が行われました。勧告による提示内容に対して、更なる改善要求はあるものの、勧告の完全実施を評価することで、三者共闘として勧告を受け入れました。

- ①給料表の改定においては、全ての号俸で国の人勧を上回る率での引き上げであること。
- ②ボーナス(勤勉手当)の改定においては、0.20月分の引き上げであること。
- ③今年度4月に遡及して改善すること。

これにより、若年層などで現給保障対象者で無い場合は、4月に遡っての給与改善額が差額支給され、中高年層の現給保障対象者であっても、ボーナスの引き上げ分(0.20月分)は差額として支給されます。昨年同様であれば、12月のクリスマスの時期の支給になると思われます。

これらの改善は、国を下回る給与改定となった昨年度の人勧交渉で、県当局に対し長い時間をかけて粘り強く交渉を行い、総務部長からの一定の発言を引き出したことが、今年の人勧を上回る引き上げにつながったものです。

給与改定以外においては、今年度、知事部局(県庁その他の行政職員)で試行されている新たな人事評価制度について、「何らかのことは行うのであれば、教育委員会は組合としっかり話し合いを持って欲しい。」との交渉団の発言に対し、『しっかり教育委員会に伝える。』との回答がありました。また、再任用問題においても、『教育委員会と組合との交渉で、ネックとなっている問題を解決させるよう、教育庁に申し上げる。』と発言するなど、人事課長から、誠意ある回答を引き出すことが出来ました。

さらに、時間外勤務の縮減、看護休暇、ハラスメント対策などについて交渉をすすめ、特に看護休暇については、来年度に向けての取得要件の見直しについて『人事委員会に改善要望を行っている。』との発言もあり、今後の動向が注目されます。(『』内の発言は全て人事課長の発言)



三者共闘交渉団

今回の交渉では、人勧交渉とは別に、旅費制度の見直しとシステム改善が提案され、これが旅費事務の簡素化となり事務職員の負担軽減につながる



小野人事課長

ものであるとの認識から、以下の問題を提起した上で、三者共闘として受け入れを伝えました。

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 旅費制度
改正に係る
取り扱い | ①システムの完成(H30年)までは自家用車の実測を認めること。 |
| | ②県外等の遠距離の経路の判断基準をわかりやすいものにすること。 |
| | ③予想される現場の混乱に対し、説明研修を充分に行うこと。 |

これらの問題については、①、③は県としても同様の意向であることが回答されましたが、②については、『高速道路などの利用による経路の判断は、判断基準を示すことでそれに縛られることもあるので、時間や距離による必要性については、それぞれの任命権者や所属長ごとの判断に委ねる。』との回答が出され、今後も各職場での確認が大切になるとされます。